

資料2－2

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）の一部改正案の新旧対照表

○平成28年個人情報保護委員会告示第6号（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編））

（赤字傍線部分は改正部分）

改正案	現行
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）
目次 (略)	目次 (略)
1 (略)	1 (略)
2 定義	2 定義
2－1・2－2 (略)	2－1・2－2 (略)
2－3 要配慮個人情報（法第2条第3項関係）	2－3 要配慮個人情報（法第2条第3項関係）
<u>法第2条（第3項）</u> 3 (略)	<u>法第2条（第3項）</u> 3 (略)
<u>政令第2条</u> (略)	<u>政令第2条</u> (略)
<u>規則第5条</u>	<u>規則第5条</u>

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の(1)から(11)までの記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>要配慮個人情報の取得や第三者提供には、原則として本人の同意が必要であり、法第23条第2項の規定による第三者提供（オプトアウトによる第三者提供）は認められていないので、注意が必要である（3－2－2（要配慮個人情報の取得）、3－4－1（第三者提供の制限の原則）、3－4－2（オプトアウトによる第三者提供）参照）。</p> <p>なお、次に掲げる情報を推知させる情報にすぎないもの（例：宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等）は、要配慮個人情報には含まない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること（政令第2条第1号関係）</p> <p>次の①から④までに掲げる情報をいう。この他、当該障害があること又は過去にあったことを特定させる情報（例：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービスを受けていること又は過去に受けたこと）も該当する。</p>	<p>(略)</p> <p>「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の(1)から(11)までの記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>要配慮個人情報の取得や第三者提供には、原則として本人の同意が必要であり、法第23条第2項の規定による第三者提供（オプトアウトによる第三者提供）は認められていないので、注意が必要である（3－2－2（要配慮個人情報の取得）、3－4－1（第三者提供の制限の原則）、3－4－2（オプトアウトによる第三者提供）参照）。</p> <p>なお、次に掲げる情報を推知させる情報にすぎないもの（例：宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等）は、要配慮個人情報には含まない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること（政令第2条第1号関係）</p> <p>次の①から④までに掲げる情報をいう。この他、当該障害があること又は過去にあったことを特定させる情報（例：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービスを受けていること又は過去に受けたこと）も該当する。</p>

改正案	現行
<p>①「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害」があることを特定させる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師又は身体障害者更生相談所により、別表に掲げる身体上の障害があることを診断又は判定されたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。） ・都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長から身体障害者手帳の交付を受け、<u>これを</u>所持していること又は過去に所持していたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。） ・本人の外見上明らかに別表に掲げる身体上の障害があること <p>②「知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害」があることを特定させる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センターにより、知的障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。） ・都道府県知事又は指定都市の長から療育手帳の交付を受け、<u>これを</u>所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。） <p>③「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害を除く。）」があることを特定させる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師又は精神保健福祉センターにより精神障害や発達障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。） 	<p>①「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害」があることを特定させる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師又は身体障害者更生相談所により、別表に掲げる身体上の障害があることを診断又は判定されたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。） ・都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長から身体障害者手帳の交付を受け並びに所持していること又は過去に所持していたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。） ・本人の外見上明らかに別表に掲げる身体上の障害があること <p>②「知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害」があることを特定させる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センターにより、知的障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。） ・都道府県知事又は指定都市の長から療育手帳の交付を受け並びに所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。） <p>③「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害を除く。）」があることを特定させる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師又は精神保健福祉センターにより精神障害や発達障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）

改正案	現行
<p>・都道府県知事又は指定都市の長から精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、<u>これを所持していること</u>又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）</p>	<p>・都道府県知事又は指定都市の長から精神障害者保健福祉手帳の交付を受け<u>並びに</u>所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）</p>
(4) (略)	(4) (略)
(8)～(11) (略)	(8)～(11) (略)
2－4～2－13 (略)	2－4～2－13 (略)
3 個人情報取扱事業者等の義務	3 個人情報取扱事業者等の義務
3－1～3－3 (略)	3－1～3－3 (略)
3－4－1・3－4－2 (略)	3－4－1・3－4－2 (略)
3－4－3 第三者に該当しない場合（法第23条第5項・第6項関係）	3－4－3 第三者に該当しない場合（法第23条第5項・第6項関係）
<p><u>法第23条（第5項）</u></p> <p>(略)</p> <p>次の(1)から(3)までの場合については、個人データの提供先は個人情報取扱事業者とは別の主体として形式的には第三者に該当するものの、本人との関係において提供主体である個人情報取扱事業者と一体のものとして取り扱うことに合理性があるため、第三者に該当</p>	<p><u>法第23条（第5項）</u></p> <p>(略)</p> <p>次の(1)から(3)までの場合については、個人データの提供先は個人情報取扱事業者とは別の主体として形式的には第三者に該当するものの、本人との関係において提供主体である個人情報取扱事業者と一体のものとして取り扱うことに合理性があるため、第三者に該当</p>

改正案	現行
<p>しないものとする。</p> <p>このような要件を満たす場合には、個人情報取扱事業者は、法第23条第1項から第3項までの規定にかかわらず、あらかじめの本人の同意又は第三者提供におけるオプトアウトを行うことなく、個人データを提供することができる。</p> <p>(1) 委託（法第23条第5項第1号関係）</p> <p>利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託することに伴い、当該個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。<u>この場合、当該提供先は、委託された業務の範囲内でのみ、本人との関係において提供主体である個人情報取扱事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があるため、委託された業務以外に当該個人データを取り扱うことはできない。</u></p> <p>なお、個人情報取扱事業者には、法第22条により、委託先に対する監督責任が課される（3－3－4（委託先の監督）参照）。</p> <p>事例1）データの打ち込み等、情報処理を委託するために個人データを提供する場合</p> <p>事例2）百貨店が注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人データを提供する場合</p> <p>(2) 事業の承継（法第23条第5項第2号関係）</p> <p>（略）</p>	<p>しないものとする。</p> <p>このような要件を満たす場合には、個人情報取扱事業者は、法第23条第1項から第3項までの規定にかかわらず、あらかじめの本人の同意又は第三者提供におけるオプトアウトを行うことなく、個人データを提供することができる。</p> <p>(1) 委託（法第23条第5項第1号関係）</p> <p>利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託することに伴い、当該個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。</p> <p>なお、個人情報取扱事業者には、法第22条により、委託先に対する監督責任が課される（3－3－4（委託先の監督）参照）。</p> <p>事例1）データの打ち込み等、情報処理を委託するために個人データを提供する場合</p> <p>事例2）百貨店が注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人データを提供する場合</p> <p>(2) 事業の承継（法第23条第5項第2号関係）</p> <p>（略）</p>

改正案	現行
<p>(3) 共同利用（法第23条第5項第3号関係）</p> <p>特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合（※1）であって、次の①から⑤までの情報（※2）を、提供に当たりあらかじめ本人に通知（※3）し、又は本人が容易に知り得る状態（※4）に置いているときには、当該提供先は、本人から見て、当該個人データを当初提供した事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があると考えられることから、第三者に該当しない（※5）。</p> <p>また、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、<u>当該共同利用は、社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期しうると客観的に認められる範囲内である必要がある。その上で、当該個人データの内容や性質等に応じて共同利用の是非を判断し、既に取得している事業者が法第15条第1項の規定により特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。</u></p> <p>①～⑤ （略）</p> <p>【共同利用に該当する事例】</p> <p>（略）</p> <p><共同利用に係る事項の変更（法第23条第6項関係）></p> <p>（略）</p>	<p>(3) 共同利用（法第23条第5項第3号関係）</p> <p>特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合（※1）であって、次の①から⑤までの情報（※2）を、提供に当たりあらかじめ本人に通知（※3）し、又は本人が容易に知り得る状態（※4）に置いているときには、当該提供先は、本人から見て、当該個人データを当初提供した事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があると考えられることから、第三者に該当しない（※5）。</p> <p>また、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、既に取得している事業者が法第15条第1項の規定により特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。</p> <p>①～⑤ （略）</p> <p>【共同利用に該当する事例】</p> <p>（略）</p> <p><共同利用に係る事項の変更（法第23条第6項関係）></p> <p>（略）</p>

改正案	現行
3－4－4～3－4－6　（略）	3－4－4～3－4－6　（略）
3－5　保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等（法第27条～第34条関係）	3－5　保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等（法第27条～第34条関係）
3－5－1　（略）	3－5－1　（略）
3－5－2　保有個人データの開示（法第28条関係）	3－5－2　保有個人データの開示（法第28条関係）
<u>法第28条</u> (略) <u>政令第9条</u> (略)	<u>法第28条</u> (略) <u>政令第9条</u> (略)
<p>個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）の請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときはその方法（※1））により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない（※2）。</p> <p>ただし、開示することにより次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、これにより開示しない旨の決定をしたとき又は請求に係る保有個人データ</p>	<p>個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）の請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときはその方法（※1））により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない（※2）。</p> <p>ただし、開示することにより次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、これにより開示しない旨の決定をしたとき又は請求に係る保有個人データ</p>

改正案	現行
<p>タが存在しないときは、遅滞なく、その旨を本人に通知（※3）しなければならない。</p> <p>(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 (略)</p> <p>(2) 個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>保有個人データを本人に開示することにより、個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、当該保有個人データの全部又は一部を開示しないことができる。<u>なお、「著しい支障を及ぼすおそれ」に該当する場合とは、個人情報取扱事業者の業務の実施に単なる支障ではなく、より重い支障を及ぼすおそれが存在するような例外的なときに限定され、単に開示すべき個人データの量が多いという理由のみでは、一般には、これに該当しない。</u></p> <p>事例 1) 試験実施機関において、採点情報の全てを開示することにより、試験制度の維持に著しい支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>事例 2) 同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の請求があり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>(3) 他の法令に違反することとなる場合</p>	<p>タが存在しないときは、遅滞なく、その旨を本人に通知（※3）しなければならない。</p> <p>(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 (略)</p> <p>(2) 個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>保有個人データを本人に開示することにより、個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、当該保有個人データの全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>事例 1) 試験実施機関において、採点情報の全てを開示することにより、試験制度の維持に著しい支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>事例 2) 同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の請求があり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>(3) 他の法令に違反することとなる場合</p>

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>3－5－3～3－5－5 (略)</p> <p>3－5－6 開示等の請求等に応じる手続（法第32条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>法第32条</u></p> <p>(略)</p> <p><u>政令第10条</u></p> <p>(略)</p> <p><u>政令第11条</u></p> <p>(略)</p> <p>個人情報取扱事業者は、開示等の請求等（※1）において、これを受け付ける方法として次の(1)から(4)までの事項を定めることができる（※2）。</p> <p>なお、開示等の請求等を受け付ける方法を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）（※3）に置いておかなければならない（3－5－1（保有個人データに関する事項の公表等）参照）。</p> <p>なお、個人情報取扱事業者が、開示等の請求等を受け付ける方法を合理的な範囲で定めたときは、本人は、当該方法に従って開示等の請求等を行わなければならず、当該方法に従わなかった場合は、</p> </div>	<p>(略)</p> <p>3－5－3～3－5－5 (略)</p> <p>3－5－6 開示等の請求等に応じる手続（法第32条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>法第32条</u></p> <p>(略)</p> <p><u>政令第10条</u></p> <p>(略)</p> <p><u>政令第11条</u></p> <p>(略)</p> <p>個人情報取扱事業者は、開示等の請求等（※1）において、これを受け付ける方法として次の(1)から(4)までの事項を定めることができる（※2）。</p> <p>なお、開示等の請求等を受け付ける方法を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）（※3）に置いておかなければならない（3－5－1（保有個人データに関する事項の公表等）参照）。</p> <p>なお、個人情報取扱事業者が、開示等の請求等を受け付ける方法を合理的な範囲で定めたときは、本人は、当該方法に従って開示等の請求等を行わなければならず、当該方法に従わなかった場合は、</p> </div>

改正案	現行
<p>個人情報取扱事業者は当該開示等の請求等を拒否することができる（※4）。</p>	<p>個人情報取扱事業者は当該開示等の請求等を拒否することができる（※4）。</p>
<p><u>また、法第32条第2項前段は、本人に対し、開示を請求する保有個人データの範囲を一部に限定する義務を課すものではなく、また、個人情報取扱事業者に対し、本人が開示を請求する範囲を限定させる権利を認めるものでもない。</u></p>	
<p>個人情報取扱事業者は、円滑に開示等の手続が行えるよう、本人に対し、開示等の請求等の対象となる当該本人が識別される保有個人データの特定に必要な事項（住所、ID、パスワード、会員番号等）の提示を求めることができる。なお、その際には、本人が容易かつ的確に開示等の請求等をすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報を提供するなど、本人の利便性を考慮しなければならない。</p>	<p><u>また、個人情報取扱事業者は、円滑に開示等の手続が行えるよう、本人に対し、開示等の請求等の対象となる当該本人が識別される保有個人データの特定に必要な事項（住所、ID、パスワード、会員番号等）の提示を求めることができる。なお、その際には、本人が容易かつ的確に開示等の請求等をすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報を提供するなど、本人の利便性を考慮しなければならない。</u></p>
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
<p>3－5－7・3－5－8 (略)</p>	<p>3－5－7・3－5－8 (略)</p>
<p>3－6・3－7 (略)</p>	<p>3－6・3－7 (略)</p>
<p>4～7 (略)</p>	<p>4～7 (略)</p>
<p>8 (別添) 講ずべき安全管理措置の内容 (略)</p>	<p>8 (別添) 講ずべき安全管理措置の内容 (略)</p>

改正案	現行
8－1・8－2　(略)	8－1・8－2　(略)
<p>8－3 組織的の安全管理措置</p> <p>個人情報取扱事業者は、組織的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>8－3 組織的の安全管理措置</p> <p>個人情報取扱事業者は、組織的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>
(1)　(略)	(1)　(略)
<p>(2) 個人データの取扱いに係る規律に従った運用</p> <p>あらかじめ整備された個人データの取扱いに係る規律に従って個人データを取り扱わなければならない。</p> <p>なお、整備された個人データの取扱いに係る規律に従った運用の状況を確認するため、<u>利用状況等</u>を記録することも重要である。</p>	<p>(2) 個人データの取扱いに係る規律に従った運用</p> <p>あらかじめ整備された個人データの取扱いに係る規律に従って個人データを取り扱わなければならない。</p> <p>なお、整備された個人データの取扱いに係る規律に従った運用の状況を確認するため、<u>システムログ又は利用実績</u>を記録することも重要である。</p>
<p>(3)～(5)　(略)</p> <p>[表略]</p>	<p>(3)～(5)　(略)</p> <p>[表略]</p>
<p>8－4 人的の安全管理措置</p> <p>(略)</p>	<p>8－4 人的の安全管理措置</p> <p>(略)</p>
<p>8－5 物理的の安全管理措置</p> <p>個人情報取扱事業者は、物理的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>8－5 物理的の安全管理措置</p> <p>個人情報取扱事業者は、物理的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>

改正案			現行		
(1)～(4) (略)			(1)～(4) (略)		
講じなければならない措置	手法の例示	中小規模事業者における手法の例示	講じなければならない措置	手法の例示	中小規模事業者における手法の例示
(1) 個人データを取り扱う区域の管理	(管理区域の管理手法の例) ・ (略) (取扱区域の管理手法の例) ・ 間仕切り等の設置、座席配置の工夫、のぞき込みを防止する措置の実施等による、権限を有しない者による個人データの閲覧等の防止	(略)	(1) 個人データを取り扱う区域の管理	(管理区域の管理手法の例) ・ (略) (取扱区域の管理手法の例) ・ <u>壁又は</u> 間仕切り等の設置、座席配置の工夫、のぞき込みを防止する措置の実施等による、権限を有しない者による個人データの閲覧等の防止	(略)
(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(2)～(4) (略)	(略)	(略)

8－6 技術的安全管理措置	8－6 技術的安全管理措置
個人情報取扱事業者は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、技術的的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。	個人情報取扱事業者は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、技術的的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

改正案			現行		
(1)～(4) (略)			(1)～(4) (略)		
講じなければならない措置	手法の例示	中小規模事業者における手法の例示	講じなければならない措置	手法の例示	中小規模事業者における手法の例示
(1) アクセス制御	(略)	(略)	(1) アクセス制御	(略)	(略)
(2) アクセス者の識別と認証	(略)	(略)	(2) アクセス者の識別と認証	(略)	(略)
(3) 外部からの不正アクセス等の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入し、<u>不正ソフトウェアの有無を確認</u>する。 ・ (略) ・ (略) 	(略)	(3) 外部からの不正アクセス等の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する。 ・ (略) ・ (略) 	(略)

改正案			現行		
(4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止	(略)	(略)		(4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止	(略)